



2023年5月12日

各位

会 社 名 株式会社パイタルケーエスケー・ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 村井 泰介  
会 社 所 在 地 東京都世田谷区弦巻1-1-12  
(コード番号 3151 東証プライム)  
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション部長 佐藤 健太  
TEL 022-266-8330

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月29日開催予定の当社第14回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 当社は、2022年10月28日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社を取り巻く事業環境が急速に変化する中、経営に関する意思決定の更なる迅速化、取締役会における経営戦略等の議論の一層の充実と監督機能の強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月29日 (木)
定款変更の効力発生日	2023年6月29日 (木)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関の設置)</p>	<p>(機関の設置)</p>
<p>第4条 本社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p>	<p>第4条 本社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p>
<p>第5条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第19条 本社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第19条 本社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>12名以内とする。</u></p> <p><u>2 本社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>(取締役の選任)</p>
<p>第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第20条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第23条 本会社は、取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第24条 (条文省略) 2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。 3～5 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p><u>委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第23条 本会社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第24条 (現行どおり) 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。 3～5 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別</u></p>

現行定款	変更案
<p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第28条 本会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第29条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第31条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役1名以上を選定する。</p> <p><u>(監査役会)</u></p> <p>第32条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p> <p>2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p style="text-align: center;"><u>して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u> 第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第29条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p> <p>2 本会社の監査等委員会の決議は、監査等委員（決議につき特別の利害関係を有する監査等委員を除く。）の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>第35条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>第35条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第32条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、<u>監査役会</u>の同意を得たうえ、代表取締役が定める。</p> <p>第38条～第42条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u>の同意を得たうえ、代表取締役が定める。</p> <p>第34条～第38条 (現行どおり)</p>

以上